

登園届(保護者記入用)

保育園は、乳幼児が集団で長時間、生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが快適に生活できることが大切です。

「①意見書(医師記入用)」の用紙に記載された感染症以外で、保育園に入所している子どもがよくかかる感染症については裏面の登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断などに従い、保護者の方が記入する、病後の登園届の提出をお願いします。

裏面に記載された感染症以外にも、怪我・病気・症状・状況など、園が、「集団生活を送る上で必要」と判断した場合は提出していただきます。なお、この用紙を提出いただいても、集団生活が難しいと園が判断した場合は、登園をお断りする場合がありますので、心身ともに保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

登園時期の目安が明らかになった場合は、園にご連絡を頂いた上で登園するようお願いいたします。

<保護者記入欄>

登園届(保護者記入用)

村岡保育園 園長 殿

入所児童氏名 _____

病名「 _____ 」

_____年 _____月 _____日 (医療機関名)「 _____ 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____ 印又はサイン

医師の判断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な公金若治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍(かいよう)が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事とれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し期限が良く全身状態が良いこと
ヘルペス口内炎	水泡を形成している間	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事がとれること
とびひ	効果的治療開始後、24 時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
水いぼ		かきこわし、傷から滲出液が出ている場合は、患部を被覆できる程度のものであること(滲出液が出ていない場合は、水遊びの時期にかかりつけ医師に症状の確認をお願いします)
アタマジラミ		駆除を開始していること(アタマジラミに関しては、通院ではなく、薬剤師との相談等に応じて記入していただいても構いません。症状に応じて通院してください)

その他、医師の判断を受け、保護者が記入する登園届が必要な症状や状況等

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
病気 体調不良 怪我等	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な症状(発熱、嘔吐、腹痛、痛み、不機嫌等)が数日間続いた直後 ・退院直後、または数日間しか経っていない ・24 時間以内に点滴を受けた ・24 時間以内に薬で症状を抑えた ・自宅で安静にするよう、指示を受けた ・活動に制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調、期限が安定していること ・退院後、通常の生活が送れるまでに回復していること ・点滴を受けて 24 時間以上経過していること ・強い薬を服用してから、24 時間以上経過していること ・活動に制限がないこと
痙攣(けいれん)	24 時間以内に痙攣を発症した	痙攣を発症してから、24 時間以上経過し、体調や機嫌が安定していること